

古今伝受の道統について

小 高 道 子

古今伝受は「師から古今集についての講釈解読をうけつく伝承形式」であり、師資相承により伝えられた。その具体的な伝承過程については『図書寮典籍解題統文学篇』（以下『統文学篇』と略す）が実証的に明らかにされた。古今伝受では三木三鳥に象徴される切紙が名高いが、古今伝受において継承されたのは『統文学篇』が「師資相承」として記した道統であった。古今伝受を相伝する際には、まず誓状を提出して『古今和歌集』の講釈を受ける。その後切紙を授けられ、古今伝受終了を示す証明状を受けるのが一般的な順序である。古今伝受を受けた門弟は、その道統が正統であることを示す系図を与えられることが多い。本稿では宗祇から伝受した門弟を中心にして、古今伝受の道統について考察を加えたい。

一 相伝系図

宗祇から実隆に相伝された古今伝受は三条西家で継承され、三条西

実隆の孫実枝から細川幽齋に伝えられた。実枝筆の『当流切紙』が宮内庁書陵部に伝わる。実隆が伝受した系図に三条西家の系図が書き加えられ、幽齋の名が記されている。当流切紙の中の一紙であるから、この系図は古今伝受の切紙の中でも重要な一紙と推定される。また、細川幽齋が入手して書写した肖柏から宗祇に相伝した切紙（宮内庁書陵部蔵、以下「肖柏切紙」と略す）にも、実隆が伝受したものと同様の系図が見られる。さらに、早稲田大学に伝わる『古今伝受書』（以下「実隆切紙」と略す）にも、道統を示す系図が見られる。こうしたことから道統を示す系図は、古今伝受における切紙の中でも重要な一紙と推定される¹⁾。

実隆切紙については、長谷川千尋氏の研究²⁾がある。長谷川氏は実隆切紙の中から二十四通を選び、示した上で、『古今伝受書』に収められた切紙は、「切帛事（注略）」十二通、「千葉東家切帛寸法（注略）」十二通ですべてである」とされたが、氏が選んだ二十四通の中には、系図が含まれていない。切紙のみならず、古今伝受の相伝方法を記した

「古今伝受次第」も含まれない。「これですべてである」とされた二十四通の中に、道統を示すこれらの切紙が含まれないことには大きな疑問が残る。長谷川氏は二十四通を選んだ基準も、系図を含まない理由も、明らかにされてはいない。しかしながら、道統を示す系図が、「切紙」の中の一紙として宗祇から三条西実隆・肖柏に相伝され、実枝から幽齋に伝えられたことは、それなりの理由があったと推察される。古今伝受継承者が道統を重視していたからこそ、道統を示す系図を切紙として継承したのである。長谷川氏には切紙として数えられない一紙ではあるが、当時の古今伝受継承者にとっては極めて重要な一紙であったと推定できる。

二 実隆書状

柴田光彦氏は早稲田大学に伝わる実隆の自筆書状を検証され、明応七年に三条西実隆から徳大寺実淳に切紙が与えられた際の書状である事、三条西実隆自筆の二通を含む三通の書状の写が京都大学平松家文庫に所蔵されている事を明らかにされた³⁾。この書状のうち、一通目の「昨日和哥御会始令／参内候。」と始まる書状に見られる「切紙ハ心しるの様なる／物にて口伝第一事候」の部分は、切紙のあり方を示す記事としてしばしば引用される。だが、書状の後半には、「陽明へハ／いか程切紙進上之候けるやらん／承度候。於閣下は塵芥／をも不存候へ共、於道者法度共／候間、只切紙計写進上の事候／聊可有子細候歟と存候。今此事ハ大道之法候間、一往申述候／可在賢慮候事候。旁期

参／拜令省略候」とある。実隆は近衛尚通と推定される「陽明へ」の「切紙進上」について、「閣下」すなわち尚通にとっては「塵芥をも不存候」であっても、「道」においては「法度共候間」という。それゆえ「只切紙計写進上」ことは、「聊」「子細」があるべき事であり、「此事ハ大道之法」があるので、「一往申述」べる。「賢慮」して欲しい、という内容である。

これを「切紙ハ心しるの様なる／物にて口伝第一事候」とする前半部分とあわせて考察すると、実淳あての書状ではあるが、内容は、「陽明」に「切紙」を「進上」する事について、実淳が「陽明」には、どの程度、切紙を進上するか、「承」りたいというのである。尚通にとっては「塵芥」に思われる事かもしれないが、「道」にとっては「法度」がある重要な事柄であり、「切紙」だけを「進上」することは差し障りがある事を理解して欲しい、と、切紙の写を与えるに際して、その前提となる古今伝受の状況を確認したものであろう。この書状は、実淳に宛てたものではあるが、実淳の古今伝受についての言及は見られず、「陽明へ」「進上」した切紙についてのみ言及している。あるいは、実淳を通して「陽明」に渡すための切紙であったのかもしれない。いずれにしても、「切紙」を渡すためには、その前提として「道」を継承していることが必須であるという。

「陽明」の語は、「相残切紙十三」通を渡した事を記した二・三通目の書状にも見られる。そして、「殊一紙御沙汰」で始まる二通目の書状に実隆は、「彼法師書状撰出候へハ／陽明へ相伝申候趣於大事等は／無残候。」と記している。尚通が宗祇の古今伝受を継承していることが

確認できたために、尚通に切紙を渡しても差し支えないというのであろう。古今伝受の象徴とされる切紙ではあるが、その前提として師弟関係があることが必要だったといえよう。

三 古今相伝人数分量

それでは実隆は、尚通が宗祇の古今伝受を継承していることをどのようにして確認したのであろうか。ここで想起されるのが早稲田大学図書館に実隆の自筆で伝わる『古今相伝人数分量』（以下「人数分量」と略す）である。同書について長谷川千尋氏は「この資料が、常縁自身の備忘のために書き留められたものではないという点を確認しておこう」として次のように記された。

右の文明九年四月五日の日付は、前節にも触れた「短哥事」の切紙にも見られる。(中略) 今回の目的は、常縁の門人の中に『古今集』の悉皆伝授を受けた者は、誰も他にはいないという証明を得るところにあった。そうすれば「門弟随一」「悉伝授」の文言は裏付けられ、周囲から疑いを差し挟まれることもない。「相伝人数」の中に、宗祇と同時期に古今伝授を終えた大坪基清の名前はあっても、宗祇自身の名前が入っていないのも、この資料が常縁の単なる備忘録ではないことを示唆する。

「相伝人数并分量等之事」が常縁の備忘録であってくれた方が資料の信頼性は増す。

「相伝人数并分量等之事」が常縁の備忘録であってくれた方が資料の信頼性は増す」ことの根拠は記されていないが、「常縁の備忘録」であれば、「常縁自筆」として宗祇から実隆に相伝され、さらに実枝を経て幽齋にまで伝えられることはなかったであろう。人数分量は実隆自筆の写が早稲田大学図書館に伝わり、さらに「常縁文之写」として当流切紙等とともに、実枝から幽齋に伝えられた。常縁からの道統を示す根拠になる資料であるからこそ、実枝から幽齋への古今伝受においても相伝されたであろう。

同書には「相伝人数并分量等之事」を記す他に、宗祇が常縁に提出すべき古今伝受・伊勢物語伝受の誓状の文案、宗祇から古今伝受を受けた門弟の誓状・証明状が記されている。別稿で検討した通り、古今切紙には、師弟関係を示す古今伝受に際しての誓状と証明状の写しが含まれることがある。古今切紙は師弟関係において継承されるから、切紙の授受が行われた師弟間で取交わされた誓状と証明状とが含まれるが、常縁の「門弟随一」として常縁の古今伝受を継承した宗祇に対しては、兄弟弟子になる他の門弟への相伝について記す必要があったのである。常縁の古今伝受のすべてを継承した宗祇に対して、常縁は他の門弟と相伝した分量とを記して宗祇に与えたと推定される。そして、常縁の古今伝受を継承した宗祇は、自らが古今伝受を相伝した門弟とその相伝の概要を書き加えた上で、同じく「門弟随一」である実隆に伝えたと推測できる。この書が常縁以来の道統を示す根拠になる一書であるからこそ、古今伝受の相伝系図と共に、道統を示す書として、実枝は幽齋に伝えたとであろう。

四 狭義の古今伝受ということ

鈴木元氏は「常縁から宗祇への秘伝の授受に端を発する、狭義の古今伝授を軸にここでは考える」として、古今伝授について論じられた。⁽⁴⁾そして、これまでの古今伝受研究を批判して次のように記した。

一方、狭義の〈古今伝授〉である常縁以降のそれについては、(中略)確かに教育的側面を有していることは間違いない。しかしその場合にも、たとえば近世に向かうに従い細部にわたり精緻化していくように見える儀礼的側面、切紙による秘密の授受、高度に象徴化された切紙の内容等、〈古今伝授〉に付随する様々な形式がもつ意味を抜きにした議論は、ほとんど意味をもち得ないだろう。形式から内容を分離させる限り、それら形式に属する部分が歌学伝授のシステムの中で何を担っていたが見えなくなる。そのような状況の中で歌学教育としての「古今伝授」を論じても、伝授の過程の中から歌学教育として意味のありそうな要素を抽出し、故に古今伝授は形骸ではなかったという予定調和の結論に話題を回収するだけの作業になってしまうのである。

しかしながら、「歌学教育として意味の」ない古今伝受を寡聞にして知らない。鈴木氏は「確かに教育的側面を有していることは間違いない」とするが、それでは古今伝受の「教育的」ではない「側面」とはどのような「側面」なのであろうか。また「歌学教育として意味のあ

りそのような要素を抽出し、故に古今伝授は形骸ではなかったという予定調和の結論に話題を回収するだけの作業になってしまう」というのであれば、その部分を抜き出すとこれまでの古今伝受研究が破綻するよ
うな「歌学教育として意味の」ない「要素」があるのだろうか。これらについて、鈴木氏のいう狭義の〈古今伝授〉における具体的な資料を提示するとともに、実証的に論証されることを切望する。

注

- (1) 宗祇を継承する三流の切紙については、「宗祇を継承する三種の古今切紙」(『中京大学国際教養学部論叢』平29・10)において比較検討した。
- (2) 「東常縁の歌学における常光院流の継承」(『龍谷叢書15 中世近世和歌文芸論集』平20 思文閣出版)
- (3) 「荻野研究室所蔵 三条西実隆の書状をめぐって」(『早稲田大学図書館紀要』昭58・8)
- (4) 「古今伝授は和歌を進展させたか」(『中世詩歌の本質と連関』平24 竹林舎)